

知的財産セミナー（初心者向け）のお知らせ

2012/1/27

- ・日時 平成24年2月10日（金）
- ・場所 岐阜大学 産官学融合本部 1階ミーティングルーム
- ・時間 午後4時30分～5時30分（受講料無料）
（5時30分から、参加費500円で懇親会に参加可能です。）
- ・講師 特許業務法人 広江アソシエイツ特許事務所 会長
日本弁理士会著作権法委員会 委員
岐阜大学客員教授
弁理士 廣江武典
- ・申込先 岐阜大学 産官学融合本部 知財戦略室
TEL：058-293-3183

内容

郵便事業会社によるダイレクトメール配達サービス「ゆうメール」を巡り、同じ名称を使用している札幌のダイレクトメール発送業者が提起していた商標権侵害訴訟で、東京地裁は郵便事業会社に対して「ゆうメール」名称の使用中止とカタログの廃棄を命じる判決を言い渡した。

原告は区分第35類に指定役務「各戸に対する広告物の配布」について「ゆうメール」を商標登録しており。一方郵便事業会社は区分第39類に指定役務「郵便の配達」について「ゆうメール」を商標登録していた。

判決内容を初心者向けに分かりやすく解説すると共に、商標登録出願の際の指定商品、指定役務の特定に潜む問題点についても解説します。



特許業務法人

広江アソシエイツ特許事務所

岐阜市宇佐3丁目4-3 〒500-8368

Tel 058-276-2122 Fax 058-276-7011

E-Mail info@hiroe.co.jp

Website <http://www.hiroe.co.jp/>